

豊田市公告第282号

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和4年6月28日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 豊田市交通安全学習センター P F I 事業終了に係る次期事業手法検討・提案業務委託
- (2) 業務の概要
豊田市では、平成20年度からP F I 事業により、豊田市交通安全学習センターの建設、運営を行っている。
令和6年度末に終了するP F I 事業について、これまでの施設整備・維持管理運営に係る客観的な事後評価を実施するとともに、令和7年度以降の次期契約に向けた課題整理、収支計画及び維持管理運営等を検討した上で、今後の当該施設の事業手法についての比較・検証を行い、次期事業手法の方針等の提案を受けることを目的とする。
- (3) 履行期限 令和5年3月3日(金)
- (4) 提案限度額 5,000,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 現P F I 事業のS P Cとの間に別表に定める資本関係や人的関係がないこと。
- (8) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

平成29年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額が500万円以上の下記に示すア又はイの業務の履行実績を有する者であること。なお、履行実績に含むことができるものは、公告日において業務を完了しているものとする。

ア 現PFI事業終了後の次期事業手法を検討するためのアドバイザー業務（現PFI事業の事後評価を含む。）

イ 新規のPFI事業アドバイザー業務

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和4年6月28日（火）から令和4年7月11日（月）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 交付場所 豊田市役所地域振興部交通安全防犯課交通安全担当（南庁舎4階）
又は交通安全防犯課ホームページ（豊田市役所ホームページ＜事業者向け情報＞プロポーザル・コンペからアクセス可能。）からダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和4年7月11日（月） 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所地域振興部交通安全防犯課交通安全担当（南庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
郵送又はメールにて書類を提出する場合は、到達確認を確実にを行うため、書類発送後又はメール送信後に交通安全防犯課に電話連絡を行うこと。
- (4) 部 数 1部
- (5) 添付資料 「2 参加資格要件（8）」のア・イが確認できる書類（契約書、仕様書の写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和4年7月12日（火）まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年7月11日（月） 午後5時まで
- (2) 受付方法 豊田市役所交通安全防犯課（南庁舎4階）まで持参、郵送又はメール（受付期限必着）
郵送又はメールにて書類を提出する場合は、到達確認を確実にを行うため、書類発送後又はメール送信後に交通安全防犯課に電話連絡を行うこと。
- (3) 様 式 様式は任意とする。（参考様式をホームページに掲載。）ただし、会社名、担当者名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を明記すること

と。

(4) 回 答 7月19日(火)までに交通安全防犯課ホームページにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ両面5枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本6部)。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 会社概要・業務経歴

ア 会社概要

イ 「2 参加資格要件(8)」のア又はイに掲げる対象業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、本業務への参考となるポイント等)

(2) 業務担当体制

ア 業務担当責任者の資格、経歴、「2 参加資格要件(8)」のア又はイに掲げる対象業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、本業務への参考となるポイント等)、現在の担当業務

イ 主任担当者等の資格、経歴、「2 参加資格要件(8)」のア又はイに掲げる対象業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、本業務への参考となるポイント等)、現在の担当業務

ウ 本業務の担当者、専門分野、配置体制、サポート体制

(3) 業務実施計画等

ア 本業務実施上の課題及び解決手法

イ 本業務に関する具体的な調査手法(仕様書「7 業務内容」の項目ごとに)

(4) 工程計画

(5) 見積書及び積算内訳書(1部)

8 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和4年7月26日(火) 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所地域振興部交通安全防犯課交通安全担当(南庁舎4階)

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

郵送にて書類を提出する場合は、到達確認を確実にを行うため、書類発送後、交通安全防犯課に電話連絡を行うこと。

(4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書(様式自由)に記載し、持参又は郵送(提出期限必着)により提出すること。

郵送にて書類を提出する場合は、到達確認を確実にを行うため、書類発送後、交通安全防犯課に電話連絡を行うこと。

9 ヒアリング

(1) 開催日時 令和4年8月3日(水) 午前9時から午後5時までのうち指定する25分間(時間は後日連絡する。)

- (2) 開催場所 豊田市役所 西51会議室(西庁舎5階)
- (3) 備考 ア 説明10分以内(時間厳守)、質疑応答15分とする。
イ 出席者は3名以内とする。
ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
オ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 下記項目について各選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計が300点に達した者のうち、最高得点の者を契約の相手方として特定する。

ア 業務経歴等

- (ア) 企業の業務実績(12点)
- (イ) 業務担当者等の実績(20点)
- (ウ) 同種業務実績(8点)

イ 業務実施計画等

- (ア) 本業務の実施体制(8点)
- (イ) 本業務実施上の課題及び解決手法(12点)
- (ウ) 本業務に関する具体的な調査手法(32点)
- (エ) 工程計画(4点)
- (オ) 取組意欲(4点)

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点の者が複数の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、各選考委員の採点の合計が300点に達しないときは契約の相手方として特定しない。
- (4) 選考は以下の5名の委員により行う。

学識経験者(大学教授)
地域振興部 市民安全室 室長
企画課 課長
行政改革推進課 課長
交通安全防犯課 課長

11 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知(予定)日 令和4年8月23日(火)
- (2) 契約(予定)日 令和4年8月31日(水)

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 契約の締結は、本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。
- (6) 選考結果通知後の辞退は認めない。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市地域振興部交通安全防犯課交通安全担当（南庁舎4階）

電 話 0565-34-6633（直通） FAX 0565-32-3794

メールアドレス signal@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>